

平成27年 3 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成27年 3 月高浜市議会定例会は、平成27年 2 月27日  
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定<br>(諸 報 告)   |
| 日程第 3 | 施政方針   |
| 日程第 4 | 教育行政方針   |
| 日程第 5 | 同意第 1 号 公平委員会委員の選任について   |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について   |
| 日程第 7 | 同意第 3 号 教育委員会教育長の任命について  |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 指定金融機関の指定について  |
|       | 議案第 2 号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について  |
|       | 議案第 3 号 高浜市行政手続条例の一部改正について   |
|       | 議案第 4 号 高浜市税条例の一部改正について  |
|       | 議案第 5 号 訴えの提起について  |
|       | 議案第 6 号 市道路線の認定について  |
|       | 議案第 7 号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について   |
|       | 議案第 8 号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  |
|       | 議案第 9 号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の<br>一部改正について                                      |
|       | 議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防<br>支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定<br>める条例の制定について |
|       | 議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等<br>に関する基準を定める条例の制定について                            |
|       | 議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制<br>定について  |
|       | 議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例<br>の一部改正について                                      |

- 議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について
- 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について
- 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について
- 議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第9 議案第24号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
- 議案第25号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第26号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- 議案第27号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第28号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 議案第29号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 議案第30号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第10 議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算
- 議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算
- 日程第11 報告第1号 平成27年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 平成27年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志

こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	内藤克己
監査委員事務局長	神谷義直

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成27年度予算案並びに平成26年度補正予算案のほか、同意、条例制定、条例改正など、いずれも重要な案件が提案をされております。

議会といたしまして、これらの諸案件に対しまして、十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと思っておりますので、どうぞ議員各位におかれましては、格別の御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

---

午前10時00分開会

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年3月高浜市議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成27年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、昨年末、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための地方創生に関する法律が、国会において可決、成立をいたしました。

この法律では、個性豊かな魅力ある地域社会において、潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること、加えて地域の特性を生かした創業の促進、事業活動の活性化により魅力ある就業の機会を創出することが、基本理念に掲げられているところであります。

地方にこそチャンスがあり、地方こそが成長の主役であります。

本市におきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、地場産業の支援、産業基盤の強化及び雇用機会の拡大に資する施策を講じて、事業活動のより一層の活性化を促し、また、本年度からスタートした中期基本計画を着実に推進して、一人称で語れるまちづくり、市民が主役のまちづくりのさらなる進展を図り、本市の将来都市像の実現に向け、来年度におきましても引き続き積極的に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、同意3件、一般議案23件、補正予算7件、当初予算8件及び報告2件を御審議いただくものでございます。

詳細につきましては、私、教育長、担当部長及び会計管理者より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時3分開議

○議長（磯貝正隆） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあ

ります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、4番、浅岡保夫議員、5番、柴田耕一議員を指名いたします。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、招集されました平成27年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成26年12月15日及び平成27年2月20日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきましては、検討いたしました結果、会期は、本日より3月25日までの27日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、同意第1号、同意第2号、同意第3号を即決で行い、議案第1号から議案第38号までの議案の上程、説明を受け、報告第1号及び報告第2号につきましては報告を受けます。

3月3日及び4日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月9日につきましては、議案第24号から議案第30号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第1号から議案第23号及び議案第31号から議案第38号までの総括質疑を行います。総括質疑終了後、予算特別委員会の設置を行い、議案第31号から議案第38号までの平成27年度当初予算関係議案を付託いたします。

公共施設あり方検討特別委員会につきましては、当局より経過報告等を行い、総務建設委員会につきましては、議案第1号から議案第6号までの6議案を、福祉文教委員会につきましては、議案第7号から議案第23号までの17議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

また、各常任委員会等の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりでありま

すので、御了承をいただきますようお願い申し上げます。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格別の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月25日までの27日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの27日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

---

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 「しあわせ」とは、人から与えられるものではなく、自分自身が何かの達成感を得たときに感じるものかもしれません。また、自分一人で達成をしても、満足感を誰かと共有できなかつたら、その満足はしあわせに結びつかないのかもしれません。

顔がつながり、人がつながり、そしてそこに安全や安心、幸福感が生まれます。福祉、環境、教育など社会生活のあらゆる場面で、自分自身が動くこと、かかわることで満足感や幸福感が生まれます。

さあ、自分から動き、地域とつながってみませんか。町内会やまちづくり協議会、ボランティアの活動など、自分自身ができることを決めて、動いてみませんか。大家族の一員として、思いやり、支え合いの精神を持って、動いてみませんか。

平成27年度に策定する予定のしあわせづくり計画（第3次地域福祉計画）は、こうした市民の皆様が自分自身でできることを取りまとめた計画としていく予定であります。

物の豊かさを追求してきた成長社会は、少子高齢化や人口減少の影響などにより、これまでの

ように続いていくことは望めません。物の豊かさに満足してきた成長社会から、しあわせを実感できるような成熟社会への転換が必要です。しあわせづくり計画は、成熟社会に向けての試金石となる計画として位置づけております。

市民の皆様や地域ができること、民間でできること、行政がすべきこと。大家族がしあわせに暮らしていくためには、それぞれの役割を担い、その役割を果たしていかなければなりません。多様化する社会においては、地域や民間の役割が大きくなるのかもしれませんが。

行政は、その時々課題に対応すべく、さまざまな手を打ち、公助としての役割を果たしてまいりました。課題に対し、まずはやってみる、その姿勢は、今後も変わりません。

アシタのミライを市民の皆様とともに考え、つくり上げていく。こうした不断の努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

さて、本市の将来を見据えますと、市制をしいた昭和45年代に集中して整備された公共施設の約半数が築後30年以上を経過しており、公共施設の老朽化対策は喫緊かつ最重要課題と言えます。

厳しい財政状況の中、これからの本市の経営の鍵となるものは、公共施設のあり方と行政サービスのあり方を両輪とした取り組みを進めることです。公共施設マネジメント白書でお示したように、公共施設のうち、学校や幼児施設で約50%を占めており、今後、5つの小学校区ごとに、小学校を中心に他の公共施設の機能移転を図ることをしなければ、財政と行政サービスのバランスはとれなくなります。

公共施設の老朽化問題に早くから取り組んでみえた東洋大学の根本教授は、全域、校区、住区の3階層マネジメントを唱えておみえになり、「校区にある学校は避難所を兼ねていることが多く、残すべき施設であり、その際、学校単独ではなく校区内の他の施設が持っていた機能を果たせるように多機能化をする。住区にある集会所などは、自治体が所有せず、例えば民間施設を利用する、その際必要に応じて費用を補助する。」と述べられており、まさに、本市の取り組みの方向性が示されているものと捉えております。

本市の取り組みは、これまでに経験したことがない取り組みですので、市民の皆様には一定の御理解をいただき、ともに知恵を出し合い、創意工夫をすることで、貴重な財産である公共施設を賢く使ってまいりたいと考えております。そして、この取り組みを将来にわたって着実に進めていくための体制づくりとして、長期にわたる公共施設あり方計画の理念を一貫するための条例の制定を平成27年度に検討してまいります。

あわせて、今後の財政状況等の変化にも対応できるよう、今後20年間を見据えた財政負担の見直しと財源確保の目標をお示しする長期財政計画を策定してまいります。

それでは、これより平成27年度の重点施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

平成27年度は、本市のまちづくりの最高規範であります高浜市自治基本条例の施行から5年目を迎えます。そこで、自治基本条例に基づいて、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、成果や課題などを振り返り、条文の見直し、必要性などについて、市民を交えた検証を行ってまいります。

4月から施行されます高浜市まちづくり協議会条例に基づき、各まちづくり協議会の認定手続きを行ってまいります。

また、まちづくり協議会の誕生から10年、市民予算枠事業が始まってから5年が経過をいたしましたことから、限られた財源を、より効率的・効果的に活用していくため、地域に対する交付金制度のあり方について、現場の声も踏まえながら、まちづくり協議会サミット等で検討してまいります。

アシタのたかはま研究事業では、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンや総合戦略を踏まえて高浜版総合戦略を、アシタのたかはま研究所において、本市の目指すべき将来方向と今後の戦略について、現在推進しています第6次高浜市総合計画やアクションプランとの整合性を図りながら取りまとめをしてまいります。

また、しあわせづくり計画の策定に向けて、市民とのワークショップを開催し、自分自身が動くことが「しあわせ」につながるような、実践的な計画をつくり上げてまいります。

公共施設のあり方計画推進事業では、公共施設だけでなく、道路橋梁等のインフラ資産も含めたデータの整理を行いながら、公共施設等総合管理計画を検討してまいります。また、公共施設あり方計画の進捗状況を公表していくとともに、固定資産台帳の見直し、整理を行い、公共施設白書の更新を行ってまいります。

市役所本庁舎整備事業では、事業提案に基づき、庁舎整備を進めてまいります。

高浜小学校整備事業では、高浜小学校を多様な学習環境への対応や、地域での多目的活用を含めた変化に柔軟に対応できる学校施設とするため、3月末策定予定の高浜小学校整備検討方針に基づき、整備手法の決定及び事業者提案の募集を行ってまいります。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

生涯学習基本構想全体を包含する総合的な取り組みとして、まちへの愛着や誇りを持った市民をふやしていくことを目指して、昨年7月に立ち上げました、タカハマ！まるごと宝箱事業を、平成27年度は、本格実施してまいります。市民と行政が協働でまちの魅力を掘り起こし、その内容を発表し合う、語り合い・学び合いの会の開催を通して、人と人とのつながりを深め、まなびの成果を人づくりや地域をつくる力へと高めてまいります。また、語り合いの内容を小冊子に取りまとめ、高浜市の魅力を100年先の子供たちまで受け継がれるよう紡いでまいります。

こども・若者成長応援事業では、来月クランクインする市民映画「タカハマ物語2」の撮影、イベント、情報発信など、制作過程のさまざまな場面を通じて、子供・若者が主体的にかかわる

機会を用意し、自主性や責任感、まちへの愛着や誇りの向上など、子供・若者の成長につなげてまいります。

次に、子育て・子育てでは、女性の社会進出や保育ニーズの多様化等の課題に対する今後5年間の方針を定めた、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援策を推進してまいります。

保育サービス充実事業では、3歳未満児で発生している待機児童の解消に向け、家庭的保育の利便性を高めるために、新制度に基づく家庭的保育において、給食の提供を開始してまいります。また、さらなる保育ニーズに対応できるよう公立幼稚園に保育機能を加える認定こども園化の検討をしてまいります。

居場所充実事業では、平成27年4月から児童クラブの対象が、小学校に就学している児童に拡大をされます。その対応として、子供の自主性を重んじ、単に児童クラブの定員をふやすのではなく、友達と交流する機会をふやす居場所の充実のため、児童センター事業や放課後居場所事業との連携を深め、児童センターの休館日の変更や雨天時、長期休暇時にも対応する体制を整え、年間を通じた子供の居場所の確保をしてまいります。

教育では、高浜市として育てていきたい子供の姿の具体的な形が、今年度明文化をされました。12年間の学びや育ちをつなげるという目標に向かい、学校・家庭・地域が子供の年齢に応じた生活習慣や学習習慣といった「めざす子ども像」を共有し、力を合わせて育んでいくことができるよう教育委員会と連携をして進めてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でござい  
ます。

企業誘致の促進や雇用機会の拡大に向けて、工場の新設や増設、設備投資に対する奨励金の交付、工場緑化の規制緩和などに取り組んでまいりました。今後、東部地区につきましては、早期の事業着手を図り、整地工事及び代替地に係る測量を実施してまいります。さらに、北部地区につきましては、新たな工業用地の創出に向けての調査を進めてまいります。

既存企業の経営基盤等の強化を目指すがんばる事業者への支援、コミュニティ・ビジネスの創業支援など、産業を元気にしていくための支援のあり方について、現場の声も踏まえながら見直し、再構築の検討を行っていきたいと考えております。

観光推進事業では、鬼みちまつりの運営の支援を行うとともに、観光協会が実施する地域資源と観光を結びつける取り組みや、新たな観光資源の発掘を目指して行う事業に対し支援を行ってまいります。

安全・安心に暮らせる環境づくり、とりわけ防災・防犯は、市民のもっとも身近な、自分ごととして関心が高いものであります。

防災対策では、風水害や地震について県が発表した被害想定や防災ネットきずこう会で積み上げてきた実践等を踏まえ、「いつ・誰が・何を・どのようにする」といったタイムラインを意識

した行政の行動計画を策定してまいります。また、まちづくり協議会や町内会などとの協働により策定する地域行動計画についても、タイムラインの考え方を取り入れ、有事を見据えた防災訓練等に生かしてまいります。

水害対策では、過去からの水害の被害の実態を把握し、県が公表した最新の被害想定を盛り込んだハザードマップを作成してまいります。

また、名古屋大学減災連携研究センターへ職員を派遣し、防災・減災対策の充実を図るとともに、地域防災リーダーの養成に関する事業を実施してまいります。

防犯対策では、高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例に基づき、町内会や警察で構成していた高浜市防犯委員会を改め、まちづくり協議会を初めとする自主防犯活動に取り組んでいる団体に参加を呼びかけて、高浜市防犯ネットワーク会議を設置し、市民団体、事業者、警察と連携しながら、犯罪防止活動に取り組んでまいります。

道路整備では、市道港線の整備を継続し、道路の拡幅と歩道の設置を進めてまいります。加えて、道路法に基づく道路維持修繕などを愛知県と調整しながら実施していくとともに、道路ストック総点検による舗装修繕、道路付属物修繕、橋梁修繕を順次実施してまいります。

公園・緑地の整備では、（仮称）論地どんぐり公園の設置工事、附帯工事を引き続き実施してまいります。また、ランドワーク等の活動を通じて、地域の特性を生かした緑豊かな憩いの場づくりを行ってまいります。

（仮称）高浜緑地については、附帯設備工事について愛知県との調整を図るとともに、植栽、管理運営等についてのワークショップを実施していきたいと考えております。

次に、環境施策では、小・中学校と連携し、子ども環境美化推進員の登録等により、ごみの減量などに対する意識を子供から家庭へ、家庭から地域へ広めるとともに、市民の皆様で構成される生活環境問題研究会により環境施策の研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

平成27年度から第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画がスタートいたします。「要支援にならない・させない・戻らない」を基本目標とし、認知症予防を初め介護予防に積極的に取り組んでまいります。また、新たに介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域の実情に応じて、多様な主体が参画し、多様なサービスを実施することで、地域の支え合いの体制づくりを推進してまいります。

また、高齢者の生きがい活動の推進として、生涯現役のまちづくり事業を展開し、2月末時点で60カ所の健康自生地を創出してまいりました。引き続き市内全域に健康自生地が拡大していくよう市民や事業者の皆様と連携しながら取り組んでまいります。

認知症への対応として、60歳以上の市民全員を対象に高齢者機能健診、脳とからだの健康チェックを実施し、認知症の早期発見・早期支援につなげてまいります。また、高齢者見守りSOS

ネットワークを構築し、行方不明になるおそれのある認知症高齢者の見守り体制を強化してまいります。

障がいの分野におきましては、平成27年度からスタートする、第4次障がい者福祉計画の着実な推進に努めてまいります。

障害者施設整備費補助事業では、障がいのある方やその家族が住みなれた地域で安心して、生き生きと暮らし続けるように、医療的ケアが必要な障がい児が通所できる施設の整備に向け、民間活力を導入し、準備を進めるとともに、グループホームやショートステイなどの施設についても支援策を検討してまいります。

避難行動要支援者支援事業では、災害時要援護者管理システムを活用して、避難行動要支援者の実態把握による名簿作成と同意方式による登録の促進を図ってまいります。また、町内会やまちづくり協議会などの避難支援等関係者の協力のもと、避難支援体制を整備するとともに、福祉避難所の受け入れ体制を整備することにより、避難行動要支援者及びその他の要配慮者の生命や身体を災害から保護してまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたる支援では、そのワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターをこども発達センターに併設するとともに、病院、助産院での母子ショートステイを行う産後ケア事業、NPOによる訪問支援を行う産前産後サポート事業を実施してまいります。医療法人豊田会へ移譲した刈谷豊田総合病院高浜分院は、附属設備を初め建物の老朽化が進んでおり、病院の更新時期が来ています。地域の医療ニーズに対応するために、医療法人豊田会と移転候補地などについて具体的な協議を進めてまいります。

平成27年4月からの法施行により本格実施される生活困窮者自立支援では、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などの包括的な支援を全庁的な連携体制のもとに実施し、生活困窮者の自立促進に努めてまいります。とりわけ、学習支援事業では、進学や就職など将来に希望が持てるよう学習意欲の向上や生活習慣の改善、社会性や主体性を育む取り組み等を通して、貧困の連鎖と新たな貧困の防止に努めてまいります。

以上、平成27年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

最後に、我が国は、本格的な人口減少を迎え、国においても地方創生を喫緊の課題と捉え、昨年11月に、地方創生の理念等を定める、まち・ひと・しごと創生法を制定し、12月には、これに基づく長期ビジョン及び総合戦略を閣議決定し、地方創生に積極的に取り組むこととしております。

こうした流れを受けまして、本市におきましても先ほど申し上げたとおり、国の動向を踏まえ、高浜版総合戦略と人口ビジョンを策定してまいります。その基本的な考え方は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」まちにしていこうという、自治基本条例の前文に掲げられている理念を実現することであると考えております。

そのためにも、何も新しいことに取り組むのではなく、第6次高浜市総合計画に掲げております基本構想や基本計画を着実に具体化していくことが、これにつながっていくものと考えておりますので、今後とも議員各位並びに市民の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、平成27年度の施政方針とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上で、施政方針は終わりました。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、平成27年度高浜市教育行政方針を述べさせていただきます。

平成27年度は、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行を受け、新教育委員会制度導入の初年度の年に当たります。また、今後の国の教育施策として、道徳の特別教科化、小学校における英語の教科化、外国語活動の3・4年生への導入など、今後も教育改革のうねりが続くものと思われまます。新教育委員会制度の柱である新教育長の設置、総合教育会議の開催、教育大綱の制定などに取り組むとともに、時代の流れを見据えて、備えるべきことを着実に準備していく必要があります。

一方、昨今大きく取り上げられた学力低下、体力低下の問題を初め、児童・生徒の貧困問題、新たないじめ防止への対応、学校不適応を起こしている児童・生徒への支援、教員の資質向上など、教育行政として取り組むべき課題は、確実に増加しています。

そうした中で平成27年度は、高浜市教育基本構想がスタートして4年目を迎えます。昨年度は、高浜市が育てていきたい子供の姿が見える形にすべく生活習慣、学習習慣として具体的に明文化することができました。本年度は、学校・家庭・地域と協働して、生活習慣、学習習慣の周知に力を入れ、子供たちを健やかに育てていく新たな年度となります。高浜教育のキーワードは「12年間の学びや育ちをつなげる」ことです。高浜の教育は、高浜の教職員全員で作り上げていくという強い自覚のもと、12年間の子供たちの学びや育ちに責任を持ち、一丸となって指導していく体制を継続、充実してまいります。

これより、平成27年度における取り組みについて述べさせていただきます。

初めに、幼・保小中連携教育の推進では、高浜市のよさを幼児・児童・生徒が感じながら、心豊かに成長、発達するために幼稚園、保育園、小学校、中学校の12年間の学びと育ちをつなぐ、縦の連携教育を推進してまいります。具体的には、一昨年度より取り組み始めた高浜カリキュラ

ムを幼保、小学校3・4・5年生、中学校1・2年生に拡大し、平成28年度に完全実施できるように着実に進めてまいります。また、教師間の情報交換会や異校種参観を継続して実施するとともに、異校種間での子供同士の交流事業など異校種間連携事業を実施してまいります。さらに、園・学校・家庭・地域の横の連携に焦点を当て、めざす幼児・児童・生徒の姿を共有化するために、高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣の周知に努めてまいります。

次に、確かな学力の向上を目指しての教師力・授業力の向上では、幼児・児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の教師力・授業力向上を引き続き目指してまいります。研究委嘱校として、3年目を迎える港小学校に加え、新たに、道徳を基盤とした学校づくりとして高取小学校を、高浜中学校には健康推進学校として研究委嘱します。

また、教員研修では教育センターグループが核となり、体系的・計画的に実施することで、10年後の高浜市の教育に必要な教職員の資質と指導力を向上させていきます。学習指導要領では、全ての教科・領域において、言語活動の充実に努めるよう示されております。これを受けて、2・3年目の教員に国語の授業づくりの基礎・基本研修を位置づけるとともに、特別支援教育の研修、小学校技能教科指導研修、小学校外国語活動指導研修等を実施し、実践的指導力の向上を図ってまいります。

きめ細やかな指導の充実にあわせて、少人数指導は、各学校で児童・生徒の実態に合わせ、効率よく展開されていますが、基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れるなど、学力の定着とともに学力の向上が今、まさに求められています。子供たちの実態に合わせた指導方法を工夫するとともに、少人数指導の授業方法を検証し、少人数指導の効果的な指導法について研究してまいります。

次に、個に応じた教育の充実にあわせて特別支援教育の充実にあわせて、園や学校で困り感を持っている子供には、必要に応じた支援ができるように、個別の教育支援計画の見直しを行うとともに、その引き継ぎでは、関係者・関係機関と連携して適切な支援につながるようにしてまいります。さらに個々の児童・生徒の困り感に寄り添うきめ細やかな学習支援や生活支援が大変有効であることから、学校規模に応じたスクールアシスタント、通級指導担当者、スクールサポーター等を必要に応じて配置してまいります。

教職員一人一人が、特別な支援を要する児童・生徒へ適切な支援が行えるように、また、障がいへの理解を深めるためにも、特別支援教育に関する研修を引き続き行ってまいります。

次に、こども発達センターとの連携では、本年度も引き続きこども発達センターの専門職と教育委員会の専門家が、小学校区ごとにチームを組み、各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行ってまいります。また、子供の就学に不安を持つ保護者には、こども発達センターと連携して、発達相談・教育相談を随時行うことで、よりスムーズな就学につなげてまいります。

相談活動・学習支援の充実では、こころの相談員を継続配置し、児童・生徒や保護者向けの相談体制を充実するとともに、スクールヘルパーを中学校に配置し、学校不適應を起こしている児童・生徒の学習支援や学校訪問等を行ってまいります。

外国人支援教育の充実では、外国人児童・生徒については、現在200名弱の児童・生徒が在籍していますが、日本語教育が必要な児童・生徒も年々増加、しかも多国籍化の傾向が見られます。外国人児童・生徒通訳者を3名配置し、通訳・翻訳活動、相談活動、言語活動、進路相談など細やかな対応を行うことで、日本の学校への適應を図ってまいります。

また、言語や生活習慣等でふなれな外国籍の児童・生徒を対象に実施している翼小学校におけるくすのき学級での早期適應指導の取り組みも成果を上げており、本年度も継続して実施してまいります。

次に、安らぎと魅力のある地域の学習拠点の確立では、学校を学びの拠点とし、地域の住民が授業や学校行事等を通して、子供たちと交流する場となるように努めてまいります。特に、生活科や総合学習の時間などの高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、保護者・地域の方に積極的に入り込んでいただき、ともに活動し、学ぶ機会となるような単元の設定や学校行事を展開できるように構想していきます。

また、子供たちが地域行事に参加したり、参画したりすることを通じて、地域の方との触れ合いを密にするとともに、地域行事を通じて、高浜市の文化を継承、開発、発展させることができるように働きかけていくことで、地域と一体となった子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指してまいります。

さらに、各学校の実情に応じた教育支援活動を実施していくために、地域コーディネーターが中心となって、学校と各種団体との調整をしていきます。

次に、地域で子どもを育む教育環境の整備では、学校の教育活動について保護者、地域への説明責任を果たすために、学校関係者評価についても見直しを図り、学校、家庭、地域がそれぞれできることを確認し、協働するための学校づくり評価活動を引き続き取り組んでまいります。

また、12年間の学びを踏まえ、幼・保・小・中が連携して教育を進めていくために、小・中間での計画的な人事交流を進めていくとともに、市内の教職員が、小・中学校のどちらの学校にも勤務できるよう、計画的に教員免許状が取得できる方策に取り組んでいきます。

次に、市民の学び舎となる教育環境の整備では、学校が、地域のかかわりを大切にした市民の学び舎となるために、教育環境の整備を引き続き計画的に進めてまいります。高浜小学校については、多様な学習環境への対応や地域での多目的活用を含めた変化へ柔軟に対応できる学校施設、防災拠点として整備するための計画を具体的に検討していきます。

また、子供たちの安全確保、避難所としての機能を確保するため、本年度より小・中学校の屋内運動場の吊り天井撤去等の改修工事を順次進めるとともに、学校施設の老朽化に伴う修繕につ

きましては、学校からの要望に応じて計画的に予算を配当するなど、要修繕箇所の修繕を速やかに進めてまいります。

さらに、教育のICT化も見据え、小学校パソコン教室のパソコンの入れかえ、大型液晶モニター・タブレット等の導入を進め、児童・生徒が授業に興味を持ち、積極的に授業に臨むことができる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、高浜市生涯学習基本構想では、生涯を通じて学び合い、育み合うことによって個性や能力を伸ばし、夢と希望と感動に出会える大家族を目指しています。学びの根っこは子供たちであり、その学びの芽を発芽させ、大樹のように育てていくことが使命です。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い価値観が多様化している今日、子供たちを取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。虐待児童・生徒の増加や貧困問題等家庭が抱える問題も大きくクローズアップされ、社会問題として取り上げられています。また、子供たちが、交通事故・自然災害等の不慮の事故や、連れ去り等犯罪に巻き込まれるケースも危惧されるところであります。子供の安全・生命が脅かされることのないよう、社会的に弱者である子供を、学校・家庭・地域を挙げて見守っていく必要があります。

子供は、次世代を担う社会の宝であります。子供たちが、心身ともに健やかに育っていく社会の構築のために、我々大人が子供たちを温かく見守る仕組みづくりが必要です。その仕組みの一つが、高浜市として育てていきたい子供の姿の取り組みであります。教育委員会でも、子供たちの健やかな成長を願い、この目指す姿を生活習慣・学習習慣において、目標が見える形とすることができましたので、子供たちの健やかな成長や高浜市の将来を担う自立的で協働的な市民の育成のため、一步一步着実に推進してまいります。

以上、教育方針を述べさせていただきました。何とぞ御支援、御協力をお願いいたします。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上で、教育行政方針は終わりました。

---

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第1号 公平委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、現委員中村さと子氏が、本年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく、提案をさせていただきますのでございます。

御案内のとおり、同氏は、高浜市保健医療推進協議会委員等の公職及び高浜市歯科医師会会長をお務めになられたほか、医療法人エヌアール港デンタルクリニック理事長として御活躍されており、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。

平成19年4月より、公平委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と豊かな御経験は本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第1号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、現委員篠田裕重氏が、本年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく、提案をさせていただきます。

同氏は、会社経営に携われる一方、愛知県陶器瓦工業組合理事、高浜小学校PTA会長、刈谷労働基準協会高浜支部支部長などを務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられ

ます。

平成21年4月より、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております。誠実なお人柄と豊かな御経験は、固定資産評価の不服の審査・決定に当たり、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第7 同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） 同意第3号 教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、現教育委員会委員で教育長を務める岸上善徳氏が来る4月1日で任期満了となることに伴い、同氏を教育長として任命いたしたく、平成27年4月1日に施行される改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は、皆様も御案内のとおり、本市事務吏員として昭和48年4月1日に採用され、経済厚生部民生課を振り出しに38年にわたり職務に精励し、市政進展に尽力をされました。

退職後は、平成23年4月2日より現職に就かれ、教育基本構想を着実に推し進めるとともに、

児童・生徒の安心・安全を脅かしかねない緊急事態に対し、リーダーシップを発揮するなど、教育行政の推進に大きく貢献をされました。

また、人格も高潔で、その温厚誠実なお人柄から地域の信望も厚く、教育、文化に関する知識も有することから、本市教育委員会教育長としてまことに適任のお方であると存じます。御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） もう少し具体的に話をお伺いしたいと思いますけれども、参考資料のほうでは、私も現教育長とは一緒に仕事をしておりますけれども、年齢のほうも今64歳ということで、任期が3年過ぎますと67歳になるわけですけれども、なぜ今、現教育長を任命したいかと、その辺のところをもう少し市長の思いをしっかりと聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○市長（吉岡初浩） 年齢のことを申されましたけれども、実は議員御承知のとおり、今私ども教育の基本構想の推進を図っております。加えて教育施設をどうしていこうかという議論をずっと積み重ねておる真っ最中でありまして。これは国のほうのその教育の制度が変わったとはいえ、それを着実に推進していくためには、再度お願いをして今の引き継ぎをしながら、この先を、新しい教育体制をつくっていくということに御尽力をもう一度いただきたいという思いがございますので、あえて制度が変わったとしても我々の事業がまさにこれから進めようとしている真っ最中であるということをご鑑みてお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。市長の思いはわかりました。ただ一つ、よくお願いしておきたいのは、やっぱり以前から私どものほうも人材育成ということで、非常に人材をどのように育てていくかというのが、これは喫緊の課題だと思っておりますので、ぜひ後継者を育てていただくためにも人材育成をしっかりしていただいて、できるだけ速やかにいい体制がとれるようにお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） この間、行政からの教育長ということが、ずっと続いているわけですが、学校の現状と伺いますか、学校の内情とかそういうことをよく知ってみえる校長先生なども、ことしは市内でも4人ですか、5人ですか、退職されるということで、そういう面での採用というか、そういうことは考えられなかったのでしょうか。お願いします。

○市長（吉岡初浩） 今議員さんからおっしゃられた教育の専門家をという話でございますが、教育委員会制度そのものが、地域の方々の御意見を伺うようなところに力点が置かれておりまして、我々は教育に携わる教育の専門家の先生たちとも綿密に情報交換、連携をさせていただいておる中で、教育委員会制度にのっとって進めておるといふふうに思っておりますので、とりわけ教育の専門家、専門家じゃないということは、重要な課題であります。どちらの方にやっただくということも私は可能であると思ひますし、現教育長さんのもとで、先ほど申し上げたような事業を進行中でございますので、この改正時期においても引き続きお願いをしたいというふうに思っておるところであります。

また、教育に関するそういった専門的な部分も必要でありますので、今後どうしていくかということに関しましては、制度も変わっていく中で我々、新しい総合会議と今の協議会、2つを持った中で、その組織、また運営方法等勘案しながら、よりよい教育行政を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてに対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

岸上善徳氏の高浜市役所時代の福祉部長、地域協働部長等の件は先ほど提案者のほうからもございました。その経験を生かした後の今日までの教育長としての力も十分に発揮されてきたことと思われまふ。その中で、平成27年度は、先ほどの高浜市教育行政方針にもありましたように、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行を受け、新教育委員会制度導入の初年度に当たり非常に重要な年度となります。また高浜市においても、高浜教育基本構想がスタートして4年目となり、これまでの評価検証はもちろんのこと、今後の展開等も含め重要な年度にもなります。先ほど来ありましたように、教育施設整備も今後しっかりと進めていかなければなりません。

このような大切な年回りになるに当たり、岸上氏の教育に対する中立性、そしてこれまで培われてきた専門性を生かして高浜教育をお任せすることは、これまでの岸上氏の手腕が十分に評価

できることであり、今後の高浜教育の未来をしっかりと見据え、進めていただける人材であると確信するものであります。

このたびの教育委員会教育長の任命、いわゆる新教育長の任命につきましては、まことに適任であり、本案に同意するものであります。

何とぞ議員全員の賛同をお願い申し上げ、市政クラブを代表しての賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ほかに。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第3号 教育委員会教育長の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定をいたしました。

ここで暫時、休憩をいたします。再開は11時5分。

午前10時57分休憩

---

午前11時5分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第1号から議案第23号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（橋本貞二） 議案第1号 指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

本案は、現在の指定金融機関であります碧海信用金庫との契約期間が、本年6月30日をもって満了になることに伴い、新たに岡崎信用金庫を指定金融機関として指定いたしたく、地方自治法施行令第168条第2項の規定により提案いたすものであります。

今回の指定金融機関の選定に当たりましては、三菱東京UFJ銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫及び西尾信用金庫の4金融機関に対しまして、前回と同様に調査表を送付し、条件面での要望、考え方等につきましての意向調査を実施いたしました。

この結果、岡崎信用金庫が条件面におきまして、本市にとって最も有利でありますことから、

同金庫を指定金融機関として指定をお願いするものであります。

岡崎信用金庫の経歴は、別添の参考資料のとおりであり、指定金融機関としての実績もあります。このことから、公金の取り扱いにつきましては、的確に行っていただけるものと確信しております。

期間につきましては、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年といたします。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第2号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、国において現在の独立行政法人を一律に規定しております独立行政法人通則法が一部改正されましたことから、同法を引用する高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例において所要の規定の整備を行うものであります。

同法の改正では、独立行政法人が、制度導入時の本来の趣旨にのっとり、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、それぞれの業務の特性を踏まえて、独立行政法人を3つの法人に分類するなどの見直しが行われております。

この見直しにより、法改正前の制度において規定されておりました特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が設けられましたことから、本案の第1条高浜市情報公開条例の規定において、また第2条高浜市個人情報保護条例の規定において、それぞれ特定独立行政法人を行政執行法人に改めるなどの所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、国において、行政指導、処分などの手続きに関して、共通する事項を定める行政手続法の一部改正を含む行政不服審査法関連三法が本年度6月に公布されたことに伴い、改正された行政手続法の趣旨にのっとり、本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、高浜市行政手続条例において必要な措置を講ずるものであります。

まず、第33条では、現在、行政指導を行う際には、その行政指導の趣旨、内容及び責任者を示すこととしておりますが、新たに第2項として、市の機関が許認可等をする権限などを行使し得る旨を示すときは、これらに加えて、その権限を行使し得る根拠となる法令の条項、その条項に規定する要件及びその権限の行使が要件に適合する理由を示さなければならないことを追加するものでございます。

続いて、第34条の次に、行政指導の中止等を求めることができることとする第34条の2を新たに追加するもので、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた相手方は、その行政指導が法律等に規定する要件に適合しないと思うときは、市の機関に対して行政指導の中止など必

要な措置をとることを求めることができることとするものでございます。

次に、処分等を求めることができることとする第35条の2を新たに追加するもので、法令に違反する事実がある場合においては、誰でも、権限を有する市の機関に対して、その違反の是正のためにされるべき処分または行政指導をすることを求めることができることとするものでございます。

以上、議案第2号、議案第3号につきまして御説明を申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ原案どおり御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 続けて、市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第4号 高浜市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書、参考資料、新旧対照表も御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市の個人の市民税の寄附金税額控除の範囲の拡大対象となる特定非営利活動法人いわゆるNPO法人を新たに1件指定するものでございます。

指定いたします特定非営利活動法人ハッピーパワーは、住民、とりわけ児童・生徒の福祉の増進に寄与することを目的とした地域活動を実施しており、平成26年度は障がい児童・生徒の講座活動を行い、平成27年5月以降、一般の児童・生徒の地域生活支援事業及び余暇活動支援事業に拡大して事業を実施することを予定しており、今後とも住民の福祉の増進に寄与することが想定される団体であります。

指定に当たりましては、NPO法人の指定に関する申出書のほか、NPO法人の設立認証書、定款の写し、直近の事業報告書及び財務諸表の提出をいただき、それぞれ審査の上、今回の指定にいたっております。

なお、条例の施行につきましては、附則第1項において公布の日からとし、第2項では納税者有利の観点から、平成27年度の個人の市民税から控除できることとするものでございます。

説明は以上でございます。原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第5号 訴えの提起について御説明を申し上げます。

本案は、現在、工業系の開発事業を推進しております豊田町三丁目地内の用悪水路敷地内に、6.61平方メートルの個人所有地が存在をいたします。これは、県営ほ場整備事業の換地処分にあわせて、本市が平成4年4月1日より現在に至るまで平穩に管理をいたしております。

土地の所有者は、既にお亡くなりになっており、法定相続人は記載のとおりであり、ともに現在アメリカ合衆国にお住まいであります。

今回の開発事業に伴い、この土地の整理を進めるための所有権移転の名義変更の手続きに伴う

書類の作成に、相続人が海外在住ということから、費用負担と膨大な時間が必要になるため、相続人にも御了解を得る中で、本件は民法の第162条の規定に基づく時効取得要件を満たしておりますので、法定相続人である相手方に対して、所有権移転登記手続きを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条の第1項第12号の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページ、また、添付されております図面もあわせてごらんをいただきたいと思っております。

本案は、新たに1路線を市道路線として認定をお願いするものであり、新たな路線は、路線名を新田芳川線とし、延長が約412メートル、平均幅員7.2メートルでございます。

この路線の認定理由は、公有水面埋め立てによる（仮称）高浜緑地の整備に伴い、愛知県の港湾道路を市道認定するものです。

今回の認定により、平成26年度末の認定路線数は754路線、認定総延長は約20万2,125.2メートルとなります。

説明は以上でございます。

2議案とも原案のとおり御決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第7号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページをあわせてごらんをいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員法の一部改正により、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者同行休業制度が新たに設けられたことを受け、本市におきましても配偶者同行休業制度を整備いたしたく、提案させていただくものであります。

まず、第1条は趣旨規定で、この条例の趣旨を、「地方公務員法の関係条項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業について必要な事項を定めるものとする」といたしております。

第2条は、配偶者同行休業の承認に関する規定で、「任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる」といたしております。

第3条は、配偶者同行休業の期間に関する規定で、条例で定める期間を3年といたすものであります。

第4条は、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由に関する規定で、条例で

定める事由として、外国での勤務、事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの、外国の大学における修学、前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるものとし、いずれも6月以上にわたるものに限ることといたしております。

第5条は、配偶者同行休業の承認の申請に関する規定で、承認の申請は、休業しようとする期間のほか、配偶者が休業期間中に外国に住所等を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととし、任命権者は、申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができることといたしております。

第6条は、配偶者同行休業の期間の延長に関する規定で、配偶者同行休業をしている職員は、休業の期間が3年を超えない範囲内において、延長しようとする期間の末日を明らかにして、休業の期間の延長を申請することができることといたしております。

第7条は、配偶者同行休業の承認の取消事由に関する規定で、条例で定める取消事由として配偶者が外国に滞在しないこととなった、又は、配偶者が外国に滞在する事由が、第4条に規定する配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった場合、休業中の女性職員が、出産を事由とする特別休暇を取得することとなった場合、休業中の職員が育児休業を取得することとなった場合の3つの事由を規定いたしております。

第8条は、届出に関する規定で、配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合、配偶者が職員の配偶者でなくなった場合、配偶者と生活をともにしなくなった場合、第7条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合などには、遅滞なく、その旨を届け出なければならないことといたしております。

第9条は、配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用に関する規定で、配偶者同行休業の承認の申請または期間の延長の申請があった場合において、申請期間中、職員の配置がえなどの方法によって休業の申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、その業務を処理するため、任期付採用または臨時的任用のいずれかを行うことができることとし、任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合は、申請期間の範囲内において、任期を更新することができる等の措置を講ずることができることといたしております。

第10条は、職務復帰後における号給の調整に関する規定で、休業した職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、規則で定めるところにより号給の調整を行う等の措置を講ずることができることといたしております。

第11条は、委任規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたしております。

最後に、附則において、この条例の施行期日を、平成27年4月1日からとし、あわせて関係する条例といたしまして、高浜市職員の育児休業等に関する条例、高浜市人事行政の運営等の状況

の公表に関する条例、高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、以上の3条例について、所要の規定の整備を行うことといたしております。

なお、配偶者同行休業をしている期間中は、地方公務員法第26条の6第11項において準用いたします同法第26条の5第3項の規定により、給与は支給されません。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、昨年8月に実施されました今年度の人事院勧告に基づく平成27年度からの国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、本市の職員の給与につきましても、同様の措置を講ずるものであります。

議案参考資料の9ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

まず、第15条の2の改正は、単身赴任手当の基礎額の上限額を2万3,000円から3万円に、距離に応じた加算額の上限額を4万5,000円から7万円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、第19条の2の改正は、管理監督職員が災害等への対処等、臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することとし、この場合の手当の額を6,000円を超えない範囲内において、規則で定める額といたすものであります。

次に、第24条の2の改正は、単身赴任手当について、新たに再任用職員を支給対象といたすものであります。

次に、附則第14項の改正は、職務の級が6級以上の管理職職員であります特定職員のうち、55歳に達した日以後における最初の4月1日以後に支給する当該職員の給与に対する1.5%の減額支給の特例の適用を、当分の間から平成30年3月31日までといたすものであります。

次に、附則第18項の改正は、4月以降、勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期とも100分の75に平準化することに伴い、勤勉手当に係る支給総額の上限額の算定の基礎となります給与の減額支給の特例の対象となる特定職員に係る勤勉手当減額対象額等に対する減額率について、勤勉手当減額対象額に係る減額率を現行の100分の1.2375から100分の1.125に、最低号給に達しない場合の勤勉手当減額基礎額に係る減額率を、現行の100分の82.5から100分の75に、それぞれ改定いたすものであります。

次に、別表、行政職給料表の改正でございますが、給与水準の地域間格差及び世代間格差の見直しの観点などを踏まえ、給料月額を平均で2%引き下げる等の見直しを行うため、全部改正いたすものであります。

次に、附則の関係でございますが、この一部改正条例の施行期日を平成27年4月1日からとし、附則第2条では、平成27年4月1日の切替日以前の異動者に係る号給の調整について、また、附則

第3条では、給料の切り替えに伴う3年間の差額支給に係る経過措置について、それぞれ規定いたすものであります。

また、附則第4条では、平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例を、附則第5条では、規則への委任規定について、それぞれ定めることといたしております。

最後に、附則第6条でございますが、高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正として、企業職員に対する管理職員特別勤務手当に関する規定の整備及び再任用職員に係る単身赴任手当の適用除外規定を整備いたすものであります。

以上が、議案第8号の説明でございます。

続きまして、議案第9号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案参考資料の10ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、本人からの申し出を受け、市長及び副市長の給料の月額を減額して支給する期間をさらに1年間延長し、平成28年3月31日までといたすもので、市長については給料の月額の20%を、副市長については給料の月額の10%をそれぞれ減額して支給することとするものであります。

なお、附則において、この一部改正条例は、平成27年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第7号から議案第9号までの説明でございますが、いずれの議案につきましても、慎重御審議の上、何とぞ御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について並びに議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この3議案は、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、現在、国の省令等で定めている指定介護予防支援等の事業及び地域包括支援センターの人員、運営等の基準並びに指定介護予防支援事業の申請者の資格等について、国の基準を踏まえ市町村が条例で定めることとなったことから、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、条例の制定に当たりましては、これまで全国で统一的に運用されてきた国の基準と同一の基準を規定いたしております。

では初めに、議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

でございますが、要支援1または要支援2の認定を受けている方への介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所について、サービス提供に当たっての基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもので、第2条では、基本方針を定め、第3条では、従業者の員数を、第4条では、常勤の管理者を設置すべきことを定めております。

第5条では、指定介護予防支援の提供の開始の際に、利用申込者等に対し運営規程の概要等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ることを定めております。

第6条では、正当な理由のないサービス提供の禁止を定め、第7条では、指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないことを規定するとともに、第8条では、事故発生時の対応について、第9条では、基準該当介護予防支援の事業について、第2条から第8条までの規定を準用することを規定いたしております。

第10条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が規則で定めるものとし、附則において、施行期日を平成27年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

第2条では、基本方針を定め、地域包括支援センター職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者が住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないことを規定するとともに、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとしたしております。

第3条では、人員に関する基準を定め、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき職員の員数を、原則として、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人とし、地理的条件等を勘案して、原則によらないことができるものとしたしております。

次に、議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるもので、第2条で指定介護予防支援事業の申請者の資格を法人である者と定めるものであります。

続きまして、議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から、いきいき広場に新たに子ども健全育成支援員を設置すること

に伴い、非常勤の職員の報酬の額を定める別表に、子ども健全育成支援員の報酬月額19万5,000円を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までの介護保険料率の所得段階及び額の改定を行うため、保険料率について改正をお願いするものでございます。

第8条では、居宅介護サービス費等に係る区分支給限度基準額について、要介護1を1万6,692単位に、要介護2を1万9,616単位に、それぞれ改定するものであります。

ただし、認知症である居宅要介護被保険者においては、一定のサービス利用が担保できるよう要介護1では2,684単位を、要介護2では2,908単位をそれぞれ加えた単位数とすると規定いたしております。

次に、第11条、保険料率では、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率について、現行の所得段階区分12段階を16段階とし、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな措置を講じております。

具体的には、基準となる月額保険料を、第5期の5,260円から5,480円に改正し、第1号を2万9,592円に、第2号を4万2,744円に、第3号を4万6,032円に、第4号を5万5,896円に、第5号を6万5,760円に、それぞれ改めております。

現行の第7号に該当する者を7万8,912円とし、そのうち合計所得金額が120万円未満の者を第6号として7万5,624円に、また、現行の第8号に該当する者のうち、合計所得金額が190万円未満の者を8万5,488円に、190万円以上の者を第9号として9万2,064円といたしております。

現行の第9号については、被保険者の負担能力に応じて2つの段階に区分し、第10号として9万8,640円、第11号として11万1,792円に、現行の第10号については、第12号として11万5,080円に、現行の第11号、第12号については、それぞれ2つの段階に区分し、第13号を11万8,368円、第14号を12万1,656円、第15号を12万8,232円、第16号を13万1,520円といたしております。

なお、附則において、平成27年度から平成29年度における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の特例として、第7期がスタートする平成30年度に国基準と同額となるように段階的に引下げを行う旨を規定いたしております。

施行期日を平成27年4月1日からとし、改正後の第11条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関す

る法律に基づき、居宅介護等支援給付の額、いわゆる横出しサービスの算定率等を改定するものであります。

介護用品等給付を規定する第3条では、介護用品等給付を受けられる者として、介護保険法に規定する第1号事業を利用する者に加え、対象を拡大するとともに、所得の額等の状況が規則に定める基準に該当する者の介護用品等給付の額の算定割合を100分の80とするものであります。

第4条の住宅改修給付の額の算定割合につきましても、第3条と同様、所得の額等の状況が規則に定める基準に該当する者の住宅改修給付の額の算定割合を100分の80とし、附則において施行期日を平成27年8月1日からとするものであります。

次に、議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をお願いするもので、改正に当たっては、国が示す基準と同様の内容としております。

主な改正の内容は、目次・本則中の複合型サービス・指定複合型サービスの表記を、看護小規模多機能型居宅介護・指定看護小規模多機能型居宅介護に条文の整備を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数を規定する第6条では、夜間から早朝までの間に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内にある施設等の職員をオペレーターとして充てることができることとしております。

利用定員等を規定する第28条では、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、共同生活住居ごとに1日当たり3人以下といたしております。

従業者の員数等を規定する第34条では、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が従事することができる施設等の範囲に、同事業所の同一敷地内にある施設等を加えるとともに、従事可能な施設等の種別に指定居宅サービスの事業を行う事業所等を加えるものとし、登録定員及び利用定員を規定する第37条では、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を現行の25人以下から29人以下に改正するとともに、登録定員が25人を超える事業所における通いサービスの利用定員を最大18人までとするものであります。

なお、附則で、施行期日を平成27年4月1日からといたしております。

次に、議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について説明申し上げます。

本案は、議案第16号と同様に、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をお願いするもので、議案第16号と同じく、国が示す基準と同様の改正としております。

主な改正の内容は、利用定員等を規定する第8条では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、共同生活住居ごとに1日当たり3人以下といたしております。

従業者の員数等を規定する第17条では、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が従事することができる施設等の範囲に、同事業所の同一敷地内にある施設等を加えるとともに、従事可能な施設等の種別に指定居宅サービスの事業を行う事業所等を加えるものとし、登録定員及び利用定員を規定する第20条では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を現行の25人以下から29人以下に改正するとともに、登録定員が25人を超える事業所における通いサービスの利用定員を最大18人までとするものであります。

なお、附則で、施行期日を平成27年4月1日からといたしております。

以上でございます。何とぞ原案どおり御可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆）　こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司）　それでは、議案第18号　高浜市保育の実施に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

本案は、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童として、保育の実施を行う要件、保育の実施基準について、これまで児童福祉法第24条第1項の規定により、条例で定めておりましたが、児童福祉法の一部改正に伴い、同法における保育の実施基準を条例で定めることとする規定が改められ、子ども・子育て支援法施行規則に規定されますことから、当該基準を定める本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第19号　高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園に入園できる児童の要件のほか、保育料等の徴収に関する事項について所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず、入園について定めております第3条におきまして、保育所に入園できる児童について、子ども・子育て支援法第19条において規定されたため、条例から法の規定に変更を行うものでございます。

次に、保育料の徴収について定めている第6条におきましては、現在は児童福祉法第56条にその徴収根拠が規定されておりますが、子ども・子育て支援法施行に伴う改正後の児童福祉法におきましては、公立保育所の保育料の徴収根拠が削除されますので、条例において徴収根拠を規定するとともに、保育料の徴収上限を示す必要がありますことから、第1項におきまして「子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額を上限として」、これは国の定める公定価格を意味しますが、その文言を追加するものでございます。また、その規定とは別の扱いとなります延長保育料につきましても第2項において規定するものでございます。

また、利用料の徴収について定めている第7条におきましては、保育児童が定員に達しない場合で、定員の範囲内で入園させることができる保育児童でない児童である自由契約児につきましても、第6条と同様の徴収根拠に規定するとともに、同条第2項を削るものでございます。

なお、附則において、この条例は、平成27年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について説明をさせていただきます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園の授業料の減免について、所要の規定の整備を行うものでございます。

平成27年4月よりスタートいたします子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、幼稚園の利用認定を受けた子供の利用者負担額につきましては、私立・公立を問わず、国が示す上限額以下としなければならないとされております。

国は、私立幼稚園の全国平均授業料で上限を設定しておりまして、公立幼稚園はその範囲内で授業料を設定する必要がございます。

なお、高浜市の公立幼稚園の授業料は月額8,000円、年額9万6,000円でございます。

それでは、改正の内容でございますが、授業料の減免について規定しております第6条において、第2項中「所得」を「所得等の状況」に改めるとともに、減免額の年額を定めております別表について、国が示す授業料を超える部分につきまして減免措置を行うものでございます。

まず、生活保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯について定めております別表のアにつきまして、国は利用者負担額を無料としておりますが、現行の減免額は、年額4万3,400円、授業料は5万2,600円となっております。国設定を上回りますので、授業料の全額を減免し、無料とするものでございます。

次に、イについてでございますが、国は、小学3年生から数えて2番目の園児、いわゆる第2子につきましては、世帯の所得等の状況にかかわらず利用者負担額を半額としております。市民税所得割非課税世帯については、国設定の利用者負担額は年額1万8,000円ですが、現行の減免額は、年額4万3,400円、授業料は5万2,600円となっております。国設定を上回ります。したがって、授業料を国同様の1万8,000円にする必要がありますので、減免額を7万8,000円とするものでございます。

次に、ウについてでございますが、第1子につきまして、市民税所得割非課税世帯につきましては、国設定の利用者負担額は年額3万6,000円ですが、現行の減免額は、年額4万3,400円、授業料は5万2,600円となっております。国設定を上回っておりますので、授業料を3万6,000円にする必要がありますので、減免額を6万円とするものでございます。

なお、エ・オにつきましては、現行の減免内容と変更ありません。

最後に、備考についてでございますが、国は、小学3年生から数えて3番目、第3子以降の場合、世帯の所得等の状況にかかわらず利用者負担額を無料としております。現在、このような減免規定はないことから、第3子以降について、世帯の所得等の状況にかかわらず、授業料の全額

を減免し、無料とする規定を設けるものでございます。

ちなみに、今回の減免措置に伴う授業料の影響額につきましては、全体で380万円程度と見込んでおります。

なお、附則におきまして、この条例は、平成27年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第18号から議案第20号について御説明申し上げましたが、原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、現行の教育委員長と教育長が一本化された職として、市長から直接任免される特別職として扱われることになりましたが、一般職と同様に勤務時間中の職務専念義務が発生することから、職務専念義務の免除規定を設ける必要があるため、現行の高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を全部改正し、高浜市教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例として新たに制定するものであります。

第1条では趣旨を、第2条では勤務時間その他の勤務条件を、第3条では職務に専念する義務の免除を規定し、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、教育委員長と教育長が一本化された特別職となることに伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うものであります。

第1条の高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正は、適用範囲において市長、副市長に続き、第3号として教育長を加え、給料月額を定めた別表第1に教育長の給料月額を追加するものでございます。

第2条の高浜市特別職報酬等審議会条例の一部改正では、教育長の身分が特別職となるため、第2条の所掌事項に教育長を追加するものです。

第3条の高浜市職員定数条例の一部改正では、今回の法改正により、教育委員会事務局職員の定数を引用していた条文にずれが生じたため、改正を行うものであります。

第4条の高浜市防災会議に関する条例の一部改正では、教育長の任期満了により教育委員会の委員長が廃止されることに伴い、組織の構成員から教育委員会の委員長を削るものであり、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等により、西三河地方教育事務協議会規約について、所要の規定の整備を行うものであり、この変更について関係市町と協議するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、第7条では、協議会会長には、関係市町の職員から選任されることと規定されていますが、実際には長年、事務局市町教育委員会の委員が選任されていることから、現状に合わせるための改正でございます。

また、第8条では、教育長の任期満了により教育委員会の委員長が廃止されることに伴い、協議会の委員を、関係市町教育委員会の教育長および委員長から教育長および委員の代表1名に改めるものであり、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第21号から議案第23号までの3議案について御説明申し上げましたが、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） それでは、ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。再開は13時ちょうど。

午前11時54分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第24号から議案第30号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第24号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第7回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,357万7,000円を減額し、補正後の予算総額を140億4,146万4,000円といたすものであります。

次に、8ページの繰越明許費をお願いいたします。

繰越明許費は、2款総務費から10款教育費まで5事業において、年度内の事業の完了が見込めないことから、平成27年度に繰り越しをするものであります。

次に、9ページの債務負担行為補正は、6件についてお願いをするもので、上段の部分の3件は今回新たに追加するもので、下段部分の3件は既に設定している限度額を変更するものでございます。

次に、補正予算説明書58ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6款1項1目地方消費税交付金は、愛知県における交付見込額の減に伴い減額をいたすものであります。

11款1項1目民生費負担金における保育所保育料保護者負担金の減額は、保育料の平均単価が見込みより減少したことにより減額をいたすものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金児童福祉費負担金は、主に児童手当支給対象者の減により児童手当負担金を減額いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金でございます。セーフティネット支援対策等事業費補助金の減額は、制度改正により63ページの民生費県補助金に組み替えられたことによるものでございます。

臨時福祉給付金給付事業費補助金及び事務費補助金の減額は、実績見込みにより減額いたすものでございます。また、保育緊急確保事業費補助金につきましては、制度改正により63ページの民生費県補助金からの組み替えによるものでございます。

次に、14款1項1目民生費県負担金での国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、それぞれ所得割軽減対象者の増減により補正を行うものでございます。

次に、62ページをお願いします。

15款2項1目不動産売払収入の増額は、普通財産の売り払い収入が当初見込みより増となったことによるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。

2款総務費でございますが、1項3目市民活動支援費では、主に市民予算枠事業において市民予算枠事業交付金を実績見込みに伴い減額をいたすものでございます。

11目財産管理費では、市庁舎あり方公募事業において本庁舎整備に必要となります市役所土地境界測量及び表題・分筆登記申請業務委託料をお願いするものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

8項1目基金費では、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金積立金を増額するほか、市民予算枠事業交付金の実績見込みにより、まちづくりパートナーズ基金積立金を減額いたすものであります。

次に、3款民生費でございます。

70ページをお願いいたします。

1項17目国民健康保険事業費、20目後期高齢者医療事業費は、歳入でも申し上げましたが、所得軽減対象者の増減によりそれぞれ特別会計繰出金の補正を行うものでございます。

次に、21目臨時福祉給付金給付事業費につきましては、臨時福祉給付金の支給実績による減額

を初め、事業実績に基づきそれぞれ減額をいたすものであります。

72ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費では、児童手当支給事業において支給対象者の減少により児童手当を減額いたしております。

2項2目保育サービス費では、保育園管理運営事業において園児数及び人件費の減少に伴い民間保育所運営委託料、民間保育所運営費補助金をそれぞれ減額いたしております。

次に、4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費では、不燃物埋立場における事業実施内容を変更したことに伴い、不燃物埋立場整地業務委託料を減額いたすとともに、平成26年度の衣浦衛生組合分担金の額の確定に伴い分担金を減額いたすものでございます。

76ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費では、平成26年度の衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い分担金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第25号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ5,892万円を減額し、補正後の予算総額を34億7,986万円といたすものであります。

補正予算説明書の94ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般現年分の低所得者世帯の軽減拡大に伴う軽減額の増及び退職現年分の被保険者・世帯数の減により全体で6,781万8,000円を減額いたすものであります。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金等の収入実績見込みに基づき全体で1,744万5,000円を減額いたすものであります。

96ページをお願いいたします。

5款県支出金は、収入実績見込みに基づき1項県負担金を222万9,000円減額し、2項県補助金を115万6,000円増額いたすものであります。

6款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく収入実績見込みにより830万1,000円を減額いたすものであります。

98ページをお願いします。

8款1項1目一般会計繰入金は、繰入基準に基づく繰入額の確定等により2,115万2,000円を増額いたすものであります。

10款1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金及び退職被保険者等延滞金の収入実績見込みに基づき921万9,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、年間の保険給付費の実績見込みに基づき、1項1目一般被保険者療養給付費を100万8,000円増額し、1項2目退職被保険者等療養給付費を3,807万円減額いたすなど、1項療養諸費を3,706万2,000円減額するとともに、高額療養費を1,272万7,000円減額いたすものであります。

3款1項1目後期高齢者支援金及び6款1項1目介護納付金は、歳入2款1項1目療養給付費等負担金の介護保険介護給付費納付金負担金及び後期高齢者支援金負担金の増減額に伴う財源更正を行うものであります。

102ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金は、歳入2款1項国庫負担金及び5款1項県負担金の高額医療費共同事業負担金の減額、6款1項共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の増減に伴い財源更正を行うものであります。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、データヘルス計画策定業務委託料の請負残139万3,000円の減額及び歳入2款1項国庫負担金、5款1項県負担金の特定健康診査等負担金の増額に伴う財源更正を行い、2項2目疾病予防費は、健康診査費用助成として46万2,000円増額いたすものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金の減額及び12款1項1目予備費の増額は、主に今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第26号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書19ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,309万2,000円を増額をお願いするもので、補正後の総額を6,774万9,000円とするものでございます。

予算説明書112ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入26万6,000円を増額は、土地開発基金所有地のうち3筆、240平方メートルの貸付収入によるものでございます。

2目財産貸付収入164万7,000円を増額は、土地取得費特別会計所有地のうち13筆、1,586平方メートルの貸付収入でございます。

1 款 2 項 1 目不動産売払収入1,948万円の減額は、当初、愛知県に売却処分を予定しておりました、現在工事中でございます横浜橋北交差点改良用地が、前年度末に急遽、県の予算措置が整ったことにより前年度末に売却をしたため収入がなくなったものでございます。

2 款 1 項 1 目繰越金4,065万4,000円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

次に、114ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目土地取得費1,390万7,000円の減額の主なものは、13節委託料137万5,000円の減額は市道港線代替地等の測量4件程度を見込計上いたしておりましたが、交渉の経過から不要になったものでございます。17節公有財産購入費1,266万4,000円の減額は、確定見込みによるものでございます。25節積立金27万1,000円の増額は、土地開発基金の運用収入、財産貸付収入の確定見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第27号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,871万9,000円を減額し、補正後の予算総額を13億9,504万8,000円とするものであります。

予算説明書の122ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目下水道受益者負担金1,324万3,000円の増額は、主に受益者負担金の対象地が田畑のため徴収猶予されていた土地の利用状況が変更されたことによる徴収猶予の解除をいたしたものでございます。

2 款 1 項 1 目下水道事業使用料320万円の増額は、接続者の増加によるものでございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金740万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額の確定によるものでございます。

7 款 3 項 1 目雑入913万9,000円の増額は、主に衣浦東部処理区維持管理費の還付金でございます。

8 款 1 項 1 目下水道事業債6,690万円の減額は、汚水施設並びに雨水施設建設事業費の委託料、工事請負費及び物件移転補償費等の確定見込み等を考慮し、公共下水道の借入金を6,500万円減額し、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の減額に伴う流域下水道の借入金を190万円減額するものでございます。

続きまして、124ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費65万円の減額は、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金制度の利用状況によるものでございます。

1 款 1 項 2 目維持管理費342万3,000円の減額は、主に委託料及び負担金、補助及び交付金等の確定及び確定見込みによるものでございます。

1 款 2 項 1 目下水道建設費は全体で4,464万6,000円の減額をするもので、その主なものは13節委託料1,692万8,000円の減額は、委託費の確定によるものでございます。

15節工事請負費455万9,000円の減額は、雨水施設建設事業で工事請負費の確定見込みによるものです。

19節負担金、補助及び交付金190万3,000円の減額は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の確定の見込みによるものでございます。

22節補償、補填及び賠償金2,137万5,000円の減額は、下水道工事に伴うガス管、水道管等の移設補償費の確定及び確定見込みによるものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書において、当該年度中起債見込み額 3 億 4,580 万円は、今年度事業での借り入れ予定額 3 億 2,770 万円、平成26年10月30日に前年度繰り越し事業財源として借り入れをした1,810万円を加えた額になっており、当該年度末現在高見込み額は78億1,623万7,000円といたしております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第28号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書33ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4,402万4,000円の増額をお願いするもので、補正後の総額を7,855万円とするものでございます。

予算説明書の136ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2 款 1 項 1 目繰越金4,402万4,000円の増額は、前年度から本年度へ繰越額の確定によるものでございます。

次に、138ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目駐車場管理費の主なものは、15節工事請負費の135万1,000円の減額は、駐車場改修工事として実施をいたしました自動火災報知設備工事及び駐車場区画線工事の執行残を減額いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第29号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、補正後の予算総額を24億5,625万4,000円といたすものであります。

補正予算説明書148ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子31万5,000円を増額いたしております。

150ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、利子額の確定に伴い増額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第30号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,691万9,000円を減額し、補正後の予算総額を4億4,687万8,000円といたすものであります。

補正予算説明書の158ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき1目特別徴収保険料を868万4,000円減額し、2目普通徴収保険料を356万1,000円増額いたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として1,179万6,000円を減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

160ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより保険料負担金を512万3,000円減額するとともに、保険基盤安定負担金を1,179万6,000円減額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第10 議案第31号から議案第38号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算について御説

明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ138億4,630万円と定めるもので、前年度比2.1%、2億7,850万円の増といたしております。

10ページをお願いいたします。

本年度、新たに設定いたします債務負担行為は、電子計算機借上料を初め、10の事項について期間及び限度額をそれぞれ定めております。

12ページをお願いいたします。

地方債は、道路整備事業及び小学校屋内運動場吊り天井等改修事業の2件について計上いたしております。

次に、一般会計予算に関する説明書の55ページをごらんください。

まず、初めに歳入ですが、1款市税は、84億7,957万3,000円で前年度対比2.9%、2億4,061万8,000円の増を見込んでおります。

このうち、60ページの1項1目個人市民税では、納税義務者数の増加により前年度と比較し、6,996万5,000円増の28億934万1,000円を、2目法人市民税では、企業の業績回復により前年度と比較し、2億458万7,000円増の8億5,521万円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から66ページの8款地方特例交付金は、平成25年度の実績見込み及び26年度の交付見込み額などをもとにそれぞれ計上をいたしております。

9款地方交付税では、特別交付税1億3,000万円を見込んでおり、普通交付税につきましては、平成27年度は不交付団体となる見込みで予算計上はしてございません。

11款分担金及び負担金は、前年度対比11.4%増の2億2,046万5,000円を、68ページからの12款使用料及び手数料は、前年度対比3.7%減の1億7,876万6,000円を計上いたしております。

72ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、前年度対比2.9%増の17億2,534万4,000円で、このうち、2項国庫補助金では社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度に係るシステム整備費補助金や昨年度に引き続き臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業に対する補助金をそれぞれ計上いたしております。

74ページをお願いいたします。

14款県支出金は、前年度対比5.6%減の9億3,015万6,000円を計上いたしております。

次に、82ページをお願いいたします。

17款繰入金は、前年度対比81.3%増の4億420万3,000円で、このうち、財政調整基金繰入金につきましては、前年度対比94.9%増の2億9,884万5,000円を計上いたしております。

84ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度繰越金として前年度と同額の3億円を計上いたしております。

90ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、臨時財政対策債につきましては、普通交付税不交付団体となることを見込むことから計上はいたしておりません。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

92ページをお願いいたします。

1款議会費は、前年度対比2%増の1億8,218万6,000円を計上いたしております。

94ページをお願いいたします。

2款総務費は、前年度対比5.4%増の14億6,175万5,000円で、96ページの1項3目市民活動支援費では、まちづくり協議会の活動に対する支援として昨年度に引き続き市民予算枠事業、地域内分権推進事業を進めてまいります。

106ページをお願いいたします。

11目財産管理費では、市役所本庁舎整備事業において事業者との調整を円滑に進めるため、市役所本庁舎整備支援業務委託料を新たに計上いたしております。

108ページをお願いいたします。

12目企画費では、アシタのたかはま研究事業においてしあわせづくり計画策定業務委託料を、公共施設あり方計画推進事業では、総務省の要請に基づきインフラを含めた公共施設等の総合管理計画策定業務委託料と高浜小学校の建てかえ・複合化の推進に向け、高浜小学校整備事業支援業務委託料を新たにお願いするものでございます。

112ページをお願いいたします。

18目防災対策費では、防災活動事業において新たに福祉避難所用の防災資機材を購入するほか、地域防災マップ（風水害編）改訂業務委託料などを計上し地域防災力の強化に努めてまいります。

124ページをお願いいたします。

5項2目諸統計費では、平成27年度に実施される国勢調査に係る経費を計上いたしております。

128ページをお願いいたします。

3款民生費は、前年度対比0.2%増の57億7,887万9,000円で、130ページの1項2目地域福祉推進費では、135ページの権利擁護推進事業において権利擁護支援センターの充実を図ってまいります。

140ページをお願いいたします。

10目生活援助費では、新たに生活困窮者自立支援事業において生活困窮者自立支援法の施行に伴い、必須事業である自立相談支援事業を実施するとともに、任意事業である家計相談支援事業及び学習支援事業にも取り組み、貧困の連鎖の防止を図ってまいります。

146ページをお願いいたします。

21目臨時福祉給付金給付事業費では、平成26年度に引き続き当該給付に係る経費を計上いたしております。

148ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費では、児童手当支給事業として10億757万7,000円を計上いたしております。

150ページをお願いいたします。

2目保育サービス費では、保育園管理運営事業において災害発生時から保護者に引き渡すまでの園児の安心・安全の確保のために必要な防災資機材に係る経費及び子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費を新たに計上いたしております。

152ページをお願いいたします。

3目家庭支援費では、155ページの家庭的保育推進事業においても子ども・子育て支援法に基づき地域型保育給付費を新たに計上し、157ページの放課後児童健全育成事業では、東海児童クラブの開設時間の延長及び法改正による人員配置に対応するため児童クラブ業務委託料の増額を行っております。

160ページをお願いいたします。

4目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、臨時福祉給付金給付事業と同様に、平成26年度に引き続き給付に必要な経費を計上いたしております。

164ページをお願いいたします。

4款衛生費は、前年度対比5.2%増の17億3,968万1,000円で、1項2目保健・予防費では老人・成人保健事業、167ページの母子保健事業、169ページの予防接種事業の実施と、171ページの妊娠出産包括支援事業では、妊娠期からの相談支援体制を強化するための産前産後サポートや産後ケアサービスを実施してまいります。

174ページをお願いいたします。

2項1目ごみ処理リサイクル推進費では、ごみ処理事業において新たに不燃物埋立場に搬出可能なコンテナを設置し、定期的な処分を行うための不燃物埋立場ごみ運搬業務委託料を計上いたしております。

178ページをお願いいたします。

5款労働費は、前年度対比3.8%減の68万8,000円とし、6款農林水産業費は、前年度対比17.3%増の8,839万6,000円を計上いたしております。

184ページをお願いいたします。

7款商工費は、前年度対比59.5%増の3億8,391万円で、186ページからの1項2目商工業振興費では、産業経済活性化事業において工業用地の確保に係る費用として新たに用地測量業務委託

料及び整地工事費を計上し、工場建設に対する補助として企業再投資促進補助金を計上いたしております。

190ページをお願いいたします。

8款土木費は、前年度対比5.7%減の11億6,069万3,000円で、2項1目生活道路新設改良費では、道水路維持管理事業において道路・橋梁施設の長寿命化対策として舗装修繕調査設計業務委託料、橋りょう修繕調査設計業務委託料、道路橋りょう修繕工事費を新たに計上いたしております。

194ページをお願いいたします。

3項1目河川費では、治水砂防事業において雨水排水施設修繕工事費を計上し、4項1目港湾費では港湾管理事業においてNTPマリーナ高浜が実施する衣浦港高浜海岸木材埠頭のしゅんせつ工事に対するの港湾環境対策工事負担金を計上いたしております。

204ページをお願いいたします。

9款消防費は、前年度対比4.3%減の4億7,379万円を計上いたしております。

206ページをお願いいたします。

10款教育費は、前年度対比8.5%増の15億7,487万5,000円で、212ページからの2項1目学校管理費では、小学校維持管理事業において災害発生時から保護者に引き渡すまでの児童の安心・安全の確保のために必要な防災資機材に係る経費、吉浜小学校、高取小学校の屋内運動場吊り天井等改修工事費、翼小学校における教室改造工事費などを新たに計上し教育環境の向上に努めてまいります。

216ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費では、中学校維持管理事業として小学校と同様に、災害発生時から保護者に引き渡すまでの生徒の安心・安全の確保のために必要な防災資機材に係る経費、高浜中学校、南中学校の非常放送設備改修工事費などを新たに計上いたしております。

228ページをお願いいたします。

5項3目生涯学習推進費では、人とまちの魅力を掘り起こし郷土への愛着を深めるなどの総合的な取り組み、タカハマ！まるごと宝箱事業を実施してまいります。

4目青少年育成・活動支援費では、231ページのこども・若者成長応援事業として高浜市の将来を担う子供・若者の成長応援につながる「タカハマ物語2」の制作に対する補助を行ってまいります。

236ページをお願いいたします。

12款公債費は、前年度対比8.1%減の9億7,144万2,000円で、元金償還79件分と利子償還95件分を計上いたしております。

以上でございます。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ40億932万2,000円と定めるもので、前年度比15.2%、5億2,987万1,000円の増といたしております。

それでは、まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の265ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税では、全体で10億4,966万1,000円とし、前年度比97.5%、2,701万4,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、268ページの1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から270ページの6節介護給付金分滞納繰越分まで、合わせて9億7,731万円を見込み、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節医療給付費分現年課税分から6節介護給付金分滞納繰越分まで、合わせて7,235万1,000円をそれぞれ見込んでおります。

なお、現年課税分の積算に当たりましては、平成26年度の本算定時の課税総所得金額等に基づき算出したしており、収納率につきましては平成26年度の実績見込みを踏まえ設定いたしております。

次に、2款国庫支出金は全体で6億6,327万4,000円とし、前年度比1.4%、955万7,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしましては、1項1目1節療養給付費等負担金の現年度分では、療養給付費負担金、介護保険介護給付費納付金負担金、後期高齢者支援金負担金等、合わせて6億518万4,000円を見込み、2項1目財政調整交付金では平成25年度の交付実績を踏まえ3,084万3,000円を見込んでおります。

272ページをお願いいたします。

3款療養給付費交付金は、平成26年度の交付実績を踏まえ、前年度比8.8%増の2億3,014万2,000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金は、平成26年度の交付実績を踏まえ、前年度比7.4%減の6億9,771万3,000円を見込んでおります。

5款県支出金は、全体で1億9,169万5,000円とし、前年度比4.7%、862万7,000円の増を見込み、主なものといたしまして2項1目都道府県財政調整交付金1億6,444万9,000円を見込んでおります。

6款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金、合わせて8億9,285万1,000円を見込み、前年度比178.7%、5億7,249万6,000円の増といたしております。

す。

274ページをお願いいたします。

8款繰入金は全体で2億6,372万9,000円とし、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰り入れ基準に従って一般会計から繰り入れを行うとともに、福祉医療波及分及び退職者医療制度影響分の繰り入れをいたすものであります。

続きまして、278ページをお願いします。

歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は全体で6,068万9,000円とし、職員8人分の人件費のほか、国保事業の運営や国保税の賦課徴収にかかわる経費を計上いたしております。

280ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、平成26年度の実績見込み額に基づき全体で22億7,632万2,000円を見込み、前年度比0.1%、278万2,000円の減といたしております。

主な内訳といたしまして、1項1目一般被保険者療養給付費を17億7,282万円、2目退職被保険者等療養給付費を1億9,044万円、3目一般被保険者療養費を3,006万円、2項高額療養費を2億4,730万6,000円といたしております。

282ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金及び5項1目葬祭費は、年間交付件数の見込みを計上いたしております。

3款後期高齢者支援金等は、平成26年度の実績見込みに基づき、前年度比0.2%減の5億1,931万5,000円を計上いたしております。

284ページをお願いします。

6款介護納付金は、平成26年度の概算納付見込額等に基づき、前年度比4.8%減の1億9,617万9,000円を計上いたし、7款共同事業拠出金は、平成26年度の愛知県全体の拠出見込み額に基づき高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ算定し、全体で154.0%増の9億30万3,000円を計上いたしております。

なお、保険財政共同安定化事業は、都道府県内の市町村国保間の平準化・財政の安定化を図るため市町村国保の拠出金により負担を共同する事業でございますが、拠出金の算出に当たり算出対象を平成26年度まではレセプト1件30万円を超える医療費を対象にしていたものが、全ての医療費に拡大されることとなったことにより、保険財政共同安定化事業拠出金は前年度と比較して5億2,746万5,000円増の8億613万6,000円を計上いたしており、これに連動する形で歳入についても、7款の保険財政共同安定化事業交付金を増額して計上いたしておるものであります。

286ページをお願いいたします。

8款保健事業費は全体で4,342万5,000円を計上し、主な事業といたしまして特定健康診査等事

業及び診療報酬明細書（レセプト）点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業を実施しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第33号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

平成27年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5,282万6,000円とするものでございます。

予算説明書の306ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項財産運用収入、1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸し付けにより142万3,000円を見込み計上いたしております。

2項1目不動産売払収入の5,139万6,000円は、土地取得費特別会計及び土地開発基金所有地の処分約617平方メートルを見込んで計上いたしております。

次に、308ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費のうち、13節委託料186万7,000円は、売払予定地等の用地測量業務委託料として5件分、保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。

17節公有財産購入費4,936万円は、土地の売り払い処分に伴い高浜市土地開発基金用地の取得約590平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成27年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億2,717万円とするもので前年度対比0.8%、1,118万7,000円の減となっております。

予算説明書の316ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目下水道事業費負担金2,405万円は、平成28年度に供用開始する地区に対して受益者負担金を賦課徴収するもので現年度分と滞納繰越分をそれぞれ見込み計上いたしております。

2款1項1目下水道事業使用料2億7,411万7,000円は、現年度分と滞納繰越分を見込み計上いたしております。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金6,400万円は、前年度対比35.8%、3,570万円の減となっ

ております。汚水管整備事業費を社会資本整備総合交付金として対象事業費1億2,800万円と見込み、交付率2分の1に対する額を計上いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金6億3,945万6,000円は、前年度対比で0.1%、41万円の減でございます。

次に、318ページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債4億2,530万円は、前年度対比7.8%、3,070万円の増額となっており、内訳は、公共下水道整備事業費として4億1,360万円を、また、流域下水道建設事業負担金として1,170万円をそれぞれ予定いたしております。

次に歳出でございますが、320ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費2,324万6,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

2目の維持管理費2億6,318万3,000円につきましては、13節の委託料として台帳作成業務委託、マンホールポンプ保守点検・遠方監視業務委託等で1,181万2,000円を、15節の工事請負費では、管路補修工事費として896万9,000円を、19節の負担金、補助及び交付金は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区維持管理費負担金及び下水道使用料徴収業務負担金等で2億2,037万7,000円を計上いたしております。

次に、322ページをお願いいたします。

1款2項1目の下水道建設費は、5億7,828万1,000円で、前年度対比で6.2%、3,827万8,000円の減額となっております。

この主なものは、325ページ、13節の委託料1,982万1,000円は、汚水施設建設事業で平成28年で施工予定区域等の設計業務委託料等で前年度対比81%、8,447万6,000円の減額です。

15節の工事請負費は4億2,896万円で、汚水施設建設事業で論地処理分区と港第3処理分区で約15.7ヘクタールの整備を行うため、函渠築造工事、舗装復旧工事等を計上いたしております。19節の負担金、補助及び交付金1,242万6,000円は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金1,218万9,000円などを計上いたしております。22節の補償、補填及び賠償金8,660万円は、下水道工事の施工に伴い支障となります下水道管、ガス管等の移設・移転補償費となっております。

2款1項公債費は、下水道整備に係る借入金の元金及び利子の償還金として5億6,146万円をお願いいたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第35号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

平成27年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,316万6,000円とするもので、前年度対比2,864

万円の増額となっております。

予算説明書の340ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料2,959万2,000円は、三高駅西駐車場使用料で、前年度対比154万8,000円の増額を見込み計上いたしております。

次に、342ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目駐車場管理費の主なものは、13節委託料1,525万円で、駐車場の指定管理者でございます株式会社日本メカトロニクスへの委託料でございます。

14節使用料及び賃借料540万円は、三高駅西駐車場敷地の所有者であります名古屋鉄道株式会社への借地料でございます。

15節工事請負費3,357万3,000円は、経年劣化等に対応するための駐車場の外壁等の大規模改修工事費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の39ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ24億4,840万3,000円と定めるもので、前年度対比4.3%、1億13万3,000円の増、介護サービス事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ4,527万6,000円と定めるもので、前年度対比200.7%、3,022万1,000円の増となっております。

予算説明書354ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、5億9,210万7,000円で前年度対比10.7%、5,707万円の増を見込んでおります。

358ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所などの使用料が主なものであります。

3款1項国庫負担金は4億915万3,000円で、前年度対比3.8%、1,511万5,000円の増、2項国庫補助金は1億778万9,000円で、前年度対比18.7%、1,695万2,000円の増となっております。

360ページの2目地域支援事業交付金では、新しい総合事業のスタートに伴い新たに介護予防・日常生活支援総合事業に係る分として1,470万4,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金は6億4,543万7,000円で、第2号被保険者である40歳から64歳の方からの保険料であります。平成27年度から負担率は100分の29から100分の28に変更となっております。

5款1項県負担金は3億2,090万1,000円で、介護給付費のうち居宅サービス部分12.5%と施設

サービス分17.5%であります。

362ページをお願いいたします。

5款3項県補助金は、国庫補助金同様、1目地域支援事業交付金において新たに介護予防・日常生活支援総合事業に係る分として734万8,000円を計上いたしております。

7款繰入金は全体で3億5,693万7,000円で、1項の一般会計からの繰入金は、3億5,159万6,000円で前年度対比1.3%、467万5,000円の減となっております。

2項基金繰入金は534万1,000円で介護給付費準備基金からの繰入金であります。

366ページをお願いいたします。

9款3項雑入は90万1,000円で、5目雑入の介護用品等給付費本人負担金が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

368ページをお願いいたします。

1款総務費は全体で6,227万4,000円とし、職員4人分の人件費のほか、被保険者証の作成、賦課徴収、介護認定審査会等に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

372ページをお願いいたします。

2款保険給付費は全体で22億9,150万2,000円を見込み、前年度対比3.4%、7,475万1,000円の増といたしております。

2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護といったサービスに要する経費を負担するもので、前年度対比4.0%増の20億9,547万9,000円を見込んでおります。

374ページの2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の方に対するサービス費用として前年度対比0.7%増の1億1,004万9,000円を見込んでおります。

376ページの6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うもので、5,161万3,000円を計上いたしております。

3款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る経費の22%分で、前年度対比7.3%増の600万9,000円を計上いたしております。

378ページをお願いいたします。

4款地域支援事業は8,578万4,000円で、前年度対比82.2%、3,869万8,000円の増となっております。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、新しい総合事業の開始に伴い新たに計上するもので、訪問型サービス事業として725万4,000円、通所型サービス事業として1,692万1,000円など合わせて2,419万5,000円を、また、2目介護予防・ケアマネジメント事業費では、新たに介護予防ケアマネジメントにおける介護予防プラン作成委託料として425万8,000円を計上いたしてお

ります。

380ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費も新しい総合事業の開始に伴い新たに計上するもので、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に、これまで一般会計で計上していた生涯現役のまちづくり事業及びいきいき健康マイレージ事業など合わせて3,153万4,000円を計上いたしております。

382ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター運営事業、権利擁護事業、任意事業としての認知症高齢者見守り事業など合わせて2,578万1,000円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

406ページをお願いいたします。

サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料では、介護予防サービス計画作成手数料として1,045万8,000円を計上するほか、新しい総合事業の開始に伴い新たに介護予防プラン作成手数料として425万7,000円を計上いたしております。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として3,054万4,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

408ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費は、介護予防プラン作成に係る職員5人分の人件費のほか、臨時職員雇用に要する賃金、介護予防支援事業委託料など合わせて4,527万6,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億5,865万2,000円と定めるもので、前年度比0.5%、249万6,000円の減といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の424ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度対比1.0%、349万4,000円増の3億5,649万5,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として現年度分全体の約50.34%、1億7,928万4,000円を計上し、普通徴収にかかわる現年度分の保険料として全体の約49.66%、1億7,615万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

3 款繰入金は、前年度比5.8%、599万円減の9,664万5,000円を見込み、人件費等に係る職員給与費等繰入金として3,449万1,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補填するための保険基盤安定繰入金として6,215万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

428ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費は、全体で前年度比6.8%、219万9,000円増の3,449万5,000円で、人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

430ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比1.1%、469万5,000円減の4億1,866万2,000円を見込み、保険料負担金として3億5,650万8,000円、保険基盤安定負担金として6,215万4,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計予算及び説明書の3ページをお願いいたします。

第2条の業務予定量は、給水栓数1万8,658栓を見込み、年間総給水量は、過年度の実績並びに平成26年度の給水状況等を考慮し、前年度より3万立方メートル増の500万立方メートルを予定いたしております。

1日の平均給水量1万3,661立方メートルは、年間総給水量を366日で除して算出した水量でございます。

主な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事2,646万円、水道施設近代化工事2億4,732万4,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を前年度より0.2%、154万4,000円増の8億4,531万5,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水費及び給水費、総係費、有形固定資産原価償却費等7億2,307万4,000円を、第2項営業外費用で支払利息、雑損失等3,044万3,000円、第3項特別損失で12万円、第4項で予備費300万円としており、前年度より9%、6,267万6,000円増の7億5,637万7,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、重要給水施設配水管布設替工事を初め、下水道工事に伴う配水管移設工事、新規給水申し込みに伴う配水管等布設工事及び吉浜配水場受水弁取替工事等、配水施設の更新並びに整備等を実施するための建設改良費を3億258万1,000円、企業債償還金を4,071万1,000円とし、資本的支出額を前年度より1.2%、419万9,000円減の3億4,329万2,000円予定し、これら事業の財源として企業債、出資金、負担金、補助金で資本的収入額を1

億432万5,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,896万7,000円については、減債積立金4,071万1,000円及び建設改良積立金5,000万円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第6条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円について限度額を定めるものでございます。

第7条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定するものでございます。

第8条から第13条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第11 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、報告第1号 平成27年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

平成27年度の事業計画の内容は、新たに154平方メートルの用地を取得し、既に取得しております140平方メートルの用地を処分する計画といたしており、取得・処分用地の場所は横浜橋より南側の市道港線の視距改良及び歩道設置事業に係る用地でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

予算でございますが、第3条、収益的収入及び支出のうち収入、第1款事業収益4,861万7,000円の内訳は、公有地取得事業収益と附帯等事業収益で、公有地取得事業収益は用地処分に伴う収入額、附帯等事業収益は不動産貸付等の収入でございます。

次に、第2款事業外収益9,000円は、預金の受取利息と雑収益でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

支出であります。第1款事業原価4,757万6,000円は、公有地の処分に伴う原価でございます。

第2款販売費及び一般管理費89万1,000円は、役員報酬及び法人市県民税や不動産の貸し付けに伴う公租公課の支出が主なものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち収入、第1款資本的収入は9,664万7,000円、内訳は借入金と造成事業費用振替収入で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費

用の支出に対する借入金と造成事業費用振替収入でございます。

支出は、第1款資本的支出は9,664万7,000円、内訳は公有地取得事業と償還金で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用を支出する公有地取得事業費と公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条、借入金は、用地取得造成事業資金に充てるため15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることといたし、利率につきましては借入先と協議して定め、用地売却代金収納した都度、償還をいたすこととしております。

7、8ページは予算に係る収入及び支出の実施計画でございます。

9ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金は1億3,322万5,000円を予定し、支払資金9,753万9,000円を予定いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございますが、1、事業収益と2、事業原価の差104万1,000円が事業総利益となっており、その事業総利益から3、販売費及び一般管理費89万1,000円を差し引いた15万円が事業利益で、その事業利益に4、事業外収益の9,000円を加算し、5、予備費の1,000円を差し引いた15万8,000円が経常利益及び当期純利益と見込んでおります。

次に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございますが、まず、資産の部であります1、流動資産と2、固定資産で4億5,128万2,000円が資産合計となり、負債の部は1、固定負債3億5,288万3,000円が負債合計となっております。

資本の部は1、資本金と2、準備金の合計9,839万9,000円が資本合計で、負債資本合計は、資産合計と同額の4億5,128万2,000円でございます。

以上、平成27年度高浜市土地開発公社経営状況についての御報告でございます。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 続きまして、報告第2号、平成27年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成27年度（第22期）事業計画書及び収支予算の2ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

平成27年度の受託事業といたしまして、43事業の実施を予定し、このうち株主である高浜市からは31事業の受託を予定いたしております。

また、会社の自主事業といたしまして、11の物販・リース事業として5事業に取り組んでまいります。

また、今期の社員体制といたしましては、総括表の右下に記載してございます246人に、会社事務所の4人及び各業務の応援要員として7人を加えました総勢257人で平成27年度の事業の遂行に当たってまいります。

各事業の詳細につきましては、4ページから16ページの事業計画明細書に記載してございます。以上が、事業計画書の概要でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

平成27年度（第22期）収支予算でございます。

初めに、収入でございますが、1款営業収入につきましては、6億5,059万5,000円を見込み、2款営業外収入を合わせ、前期と比較し、約1.5%減の6億5,065万円を予定いたしております。

次に、支出でございますが、1款営業費用は6億1,412万6,000円を予定し、2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億4,983万6,000円を予定いたし、収入との差し引きで81万4,000円の黒字を見込んでおります。

次に、20ページの貸借対照表をお願いいたします。

総資産額は2億3,242万8,000円で、資産の部では流動資産は2億2,424万円、固定資産は818万8,000円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債は4,595万5,000円を、純資産の部では資本金5,000万円と剰余金で、株主資本1億8,647万3,000円を見込んでおります。

続きまして、21ページの損益計算書をごらんください。

売上高は6億1,541万5,000円で、その内訳は23ページの売上高明細書のとおりでございます。

次に、販売費及び一般管理費でございますが、総額で5億4,209万6,000円を予定し、その内訳は24ページの販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

次に、平成27年度の経常利益は133万2,000円を見込み、税引き後の当期純利益を81万4,000円と見込んでおります。

最後に、22ページの株式資本等変動計算書をお願いいたします。

平成27年度末の利益剰余金は、今期末の利益剰余金見込みと合わせまして、1億3,647万3,000円を予定いたしております。

以上が、平成27年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項でありますので、御了承承願います。

---

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第12 議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

○議長（磯貝正隆） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月3日午前10時であります。

本日は、これにて散会をいたします。御協力ありがとうございました。

午後2時18分散会

---